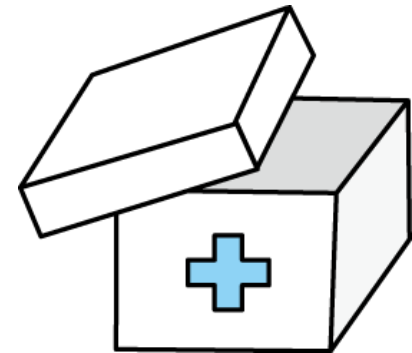
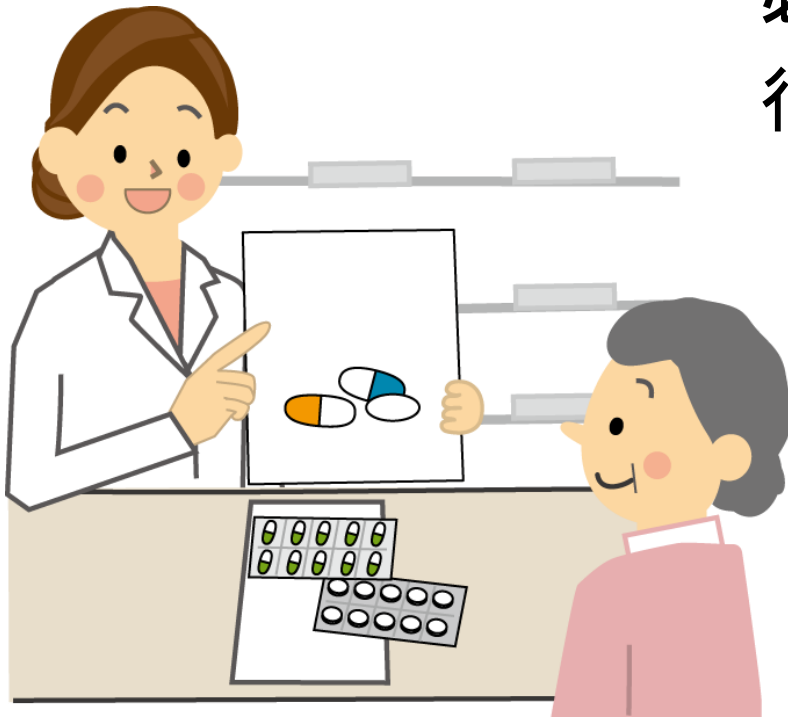


# 医薬品の販売制度

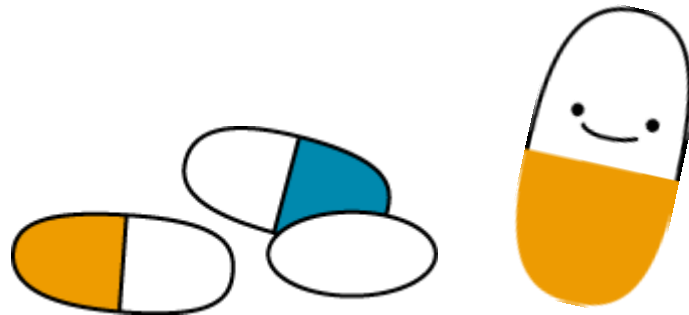
# 要指導医薬品・第1類医薬品の情報提供の方法

- 安全性上、特に注意が必要な成分を含むため、  
**「薬剤師」**からの情報提供が義務づけられています。
- **「文書」**等を用いて、適正使用のために  
必要な情報提供を  
行わなければなりません。



# 第2類医薬品の情報提供の方法

- 「薬剤師」もしくは「登録販売者」が情報提供に努めます。
- 購入の際は、できる限り使用法や副作用などについての情報提供を受けてから、使用することが望ましい薬です。



# お薬の相談をしたい！時は？

- 購入者側から医薬品について相談があった場合には、資格者が説明することが義務づけられています。
- 販売時の情報提供と同様にリスクによって応じる資格者が異なります。  
(右図参照)

